

令和 3年度 委託業務の名称 令和3年度臨港1号線泊大橋定期点検業務委託(A3～P16他)

履行場所 泊大橋

履行期間 契約の翌日から令和4年3月25日

特 記 仕 様 書

第1条 (本業の目的)

本業務は、令和3年度臨港1号線泊大橋定期点検業務委託(A3～P16他)である。

第2条 (共通仕様書の適用)

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書(令和3年7月)」、「測量業務共通仕様書(令和3年7月)」(以下、「共通仕様書」という。)に基き実施しなければならない。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様書事項 |
|---|---|---|------------------------------|---|--|
| | | | 業務目的 | 1 | 泊大橋(A3～P16、P19～P21、P26～A4)12径間の道路橋定期点検及び泊大橋(P11～P12、P19～P21、P26～A4)5径間の第三者被害予防措置を実施する。 |
| | | | | 2 | 道路橋定期点検に関しては、「道路橋定期点検要領(国土交通省道路局平成26年6月、平成31年2月)」を参考とする。 第三者被害予防措置に関しては、「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)(国土交通省道路局国道・防災課平成28年12月)」を参考とする。 |
| | | 3 | 「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について | | 「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。 |
| | | 4 | 適用について | | 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、監督員の指示を受けなければならない。 |
| | | 5 | 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する | | 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更 |

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様書事項 |
|---|---|----|-------------------------------|---|---|
| | | | 業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて | | 業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。 |
| | | 6 | 照査の実施について | | 本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条の照査技術者を定めるものとする。 |
| | | 7 | 管理技術者の資格要件について (業務内容により選択) | | 管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。 【専門分野を中心とした高度な技術マネジメント業務の場合】 ①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。 |
| | | 8 | 管理技術者の直接的雇用関係について | 1 | 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。 |
| | | | | 2 | 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に提出するものとする。 |
| | | 9 | 照査技術者の資格要件について (業務内容により選択) | | 照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては、下記も満たす者とする。 【専門分野を中心とした高度な技術マネジメント業務の場合】 ①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。 ②RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。 |
| | | 10 | 照査の方法について | | 照査については、「詳細設計照査要領(平成11年3月)」 【建設省大臣官房技術調査室】 に基づき行うこと。ま |

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様書事項 |
|---|---|----|---|---|---|
| | | 13 | <p>(照査が必要な設計業務の場合に記載)</p> <p>成果物の提出について</p> | | <p>た受注した業務は照査は必要であるが、本照査要領に該当するものがない場合は、本要領も参考に照査計画を行うこと。</p> <p>なお本要領の加えて、独自で照査方法を追加して照査を行ってもよい。</p> <p>電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。</p> <p>成果品は、電子媒体 (CD-R) で (正) 1部を調査 (監督員) 職員へ提出すること。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①電子納品 (CD-R) 1式</p> <p>②その他 (調査職員が指示するもの)</p> |
| | | 14 | 配置技術者の確認について | 1 | <p>受注者は、業務計画書 (土木設計業務等共通仕様書共通編第1112条、測量業務共通仕様書第113条、地質・土質調査業務共通仕様書第113条、現場技術業務共通仕様書第110条 ※) の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>※業務に応じて、該当する共通仕様書を記載する。</p> |
| | | | | 2 | <p>業務実績情報システム (テクリス) に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ (電話等打合せを含む) において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p> |
| | | | | 3 | <p>業務実績情報システム (テクリス) に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の</p> |

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様書事項 |
|---|---|----|------|---|---|
| | | 15 | 保険加入 | 4 | <p>内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> <p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。</p> <p>ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>例〇〇共通仕様書 第〇条 保険加入の義務に基づき雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。</p> |

現場説明における条件明示

| 特記事項 | 内 容 |
|------------|--|
| 1. 使用図書 | <p>1 本業務で使用する図書は、適用仕様書・指針等の他、次に示すものによるものとする。</p> <p>(1) 橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）</p> <p>(2) 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）</p> <p>(3) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月 国土交通省 道路局 国道・防災課）</p> <p>(4) 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月 国土交通省 道路局 国道・技術課）</p> <p>(5) 新技術利用の際のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）</p> <p>(6) 沖縄県橋梁定期点検マニュアル（案）（平成22年11月 沖縄県土木建築部道路管理課）</p> |
| 2. 定期点検の方法 | <p>1 定期点検は近接目視により行うことを基本とする。</p> <p>また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うこと。</p> |
| 3. 定期点検の体制 | <p>1 定期点検は、これを適正に行うために必要な橋梁に関する知識及び技能を有する者が行わなければならない。</p> |
| 4. 点検結果の記録 | <p>1 点検結果の記録については、「橋梁定期点検要領」で定める様式によりとりまとめるものとする。</p> <p>2 前項で作成する様式から抽出し、「道路橋定期点検要領」の点検記録様式である別紙2様式1及び様式2を作成するものとする。ただし、特定の条件を満足する溝橋（ボックスカルバート）については、溝橋点検調書（その1）（その4）を使用すること。</p> <p>注1) 様式は国土交通省のHPからダウンロードして使用すること。</p> |
| 5. その他 | <p>1 橋梁点検時については供用している道路で実施するため、交通規制及び安全対策について十分配慮すること。</p> <p>2 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の対象路線においては、交通規制時に検定合格警備員を1名以上配置すること。</p> <p>3 現地踏査の結果、点検方法（足下条件等）の変更が必要な場合は、事前に書面により協議を行うこと。</p> <p>4 機械経費（点検車、リフト車）等の必要な直接経費は、協議より変更の対象とする。</p> <p>5 作業中、対象道路及び橋梁等に重大な損傷等を発見した場合には、至急調査員に損傷具合等を報告すること。</p> |